

## 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 (歴まち新補助) に係る令和8年度実施事業

**【観光庁資料を整理】**

**②歴史的資源を核としたエリア一体の環境整備 (重点区域に限る)**

**■事業スキーム**

- 事業形態：直接補助 及び 間接補助
- 補助率等：
  - ・街並みの高質化 1 / 2
  - ・観光インフラ整備 1 / 2
  - ・歴史的な建造物の改修等 1 / 2
  - ・環境整備のためのビジョン・戦略策定 10/10 (上限1千万円)
  - ・整備効果促進 10/10 (上限1千万円)
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者等 (小樽市内の者に限る)

**■歴まち新補助を活用して実施する令和8年度の事業は下記事業**

(全体事業費計：約 5,260 万円、国費配分計：約 2,930 万円)

	補助事業名	事業内容	歴まち計画に記載する該当事業
1	歴史的風致形成建造物保存支援事業(周知啓発標識整備業)	歴史的風致形成建造物の指定に伴う標識の設置	(1)-⑥歴史的風致形成建造物保存支援事業
2	旧寿原邸改修事業費	外壁の亀裂・剥離の修理等	(1)-⑥歴史的風致形成建造物保存支援事業
3	旧寿原邸利活用推進経費	旧寿原邸の一般公開や文化芸術イベントの開催など利活用業務委託	(1)-②旧寿原邸活用推進事業
4	旧国鉄手宮線整備事業	レール下の枕木やベンチ、照明柱などの施設の更新等	(2)-④旧国鉄手宮線維持補修事業
5	中央通線舗装改良事業	旧国鉄手宮線踏切部のインターロッキング舗装等の改修	記載なし
6	運河散策路公衆トイレ改修事業	トイレの洋式化などの改修	記載なし
7	北運河ガス灯改修事業	北運河のガス灯の制御機器の改修	記載なし

※補助事業の主な要件

- ・歴まち計画の第6章に取り組み事業の位置付けや、第3章の方針に観光に資する歴史まちづくりを進めることに関する記載が必要。
- ⇒第1四半期までに計画の軽微な変更として対応予定